

令和7年度 償却資産（固定資産税） 申告の手引

■固定資産税は、土地及び家屋以外に償却資産（事業用資産）も課税対象です。償却資産を所有している方は、毎年1月1日現在倶知安町内にある償却資産の取得価額や取得時期等の申告義務があります。（地方税法第383条）

申告期限 令和7年1月31日（金）

申告先 倶知安町役場 税務課 資産税係（1階6番）
〒044-0001
虻田郡倶知安町北1条東3丁目3番地
TEL 0136-56-8004

申告期限間近になりますと、窓口が混雑いたしますので
1月24日（金）頃までの申告にご協力をお願いいたします。

- ※1 申告書を郵送で提出される方で、「控え」の返送を希望される場合は、切手を貼った返信用封筒を同封願います。
- ※2 マイナンバーを記載した個人分の「控え」の場合は簡易書留料金分の切手を貼った返信用封筒を同封願います。
- ※3 電子申告による受付を行っていますので、ご利用ください。

北海道虻田郡倶知安町

目 次

I 償却資産のあらまし		ページ
1	償却資産の範囲について	2～3
2	償却資産の主な種類について	3
3	業種ごとの主な償却資産	
	～賃貸・宿泊事業用の不動産を所有されている方は償却資産の申告が必要です～	4
4	家屋と償却資産の区分について	5
5	テナントが取り付けした家屋の附帯設備の課税について	6
6	リース資産と納税義務者	
7	国税の取り扱いとの比較	
8	償却資産の評価と課税について	7
9	減価率及び減価残存率一覧表	
10	課税標準の特例及び非課税とされる資産について	8
11	虚偽の申告及び不申告について	
12	国税資料等の閲覧について	
II 償却資産 Q & A		8～9
III 償却資産の申告について		
1	申告していただく方	9
2	提出する書類	10
3	申告書の提出期限	
4	提出先	

I 償却資産のあらまし

1 償却資産の範囲について

固定資産税における償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含みます）をいいます。（地方税法第341条第4号〈固定資産税に関する用語の意義〉）

（1） 次のような資産でも事業の用に供することができる状態であれば、申告の対象となります。

- ① 簿外資産（会社の帳簿に記載されていない資産）
- ② 建設仮勘定で経理されている資産
- ③ 償却済資産（耐用年数が経過し、帳簿上で備忘価額1円のみが計上されている資産）
- ④ 遊休資産（稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産）
- ⑤ 未稼働資産（既に完成しているが、未だ稼働していない資産）
- ⑥ 借用資産（リース資産）で、契約の内容が割賦販売と同等である資産（6ページ 6 リース資産と納税義務者 を参照下さい）
- ⑦ 取得価額が30万円未満の資産で中小企業者等の少額減価償却資産の適用により即時償却した資産
- ⑧ 改良費（資本的支出）
- ⑨ 赤字決算のため減価償却を行っていない資産
- ⑩ 従業員の福利厚生施設（社宅・寮等）の構築物、器具備品

（2） 申告の対象とならないもの

- ① 自動車税、軽自動車税の課税対象となるもの（小型フォークリフト・コンバイン）
- ② 無形減価償却資産（営業権、特許権、電話加入権、商標権、ソフトウェア）
- ③ 繰延資産（開業費、試験研究費、負担金）
- ④ 棚卸資産（貯蔵品、商品等）
- ⑤ 書画・骨とう（ただし、複製のようなもので装飾的な目的のみ使用しているものは申告対象となります）
- ⑥ 生物（ただし、鑑賞用・興行用等の生物は申告対象です）
- ⑦ 取得価額が20万円未満で、税務会計上3年間で一括償却しているもの

(3) 少額の減価償却資産の取り扱い

○ = 申告必要 × = 申告不要

税務会計上の処理	取得価額	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
	一時に損金算入 (※1)		×		
3年間で一括償却 (※2)		×	×		
中小企業損金算入特例 (※3)		○	○	○	
資産ごとの耐用年数で通常償却 (個別減価償却) (※4)		○	○	○	○

- (※1) 法人税法施行令第133条第1項 又は 所得税法施行令第138条第1項
- (※2) 法人税法施行令第133条の2第1項 又は 所得税法施行令第139条第1項
- (※3) 租税特別措置法第28条の2、第67条の5 (特例を適用できるのは平成18年4月1日から令和8年3月31日までに取得した資産)
- (※4) 個人の場合、10万円未満はすべて必要経費となるため、個別に減価償却することはありません。

2 償却資産の主な種類について

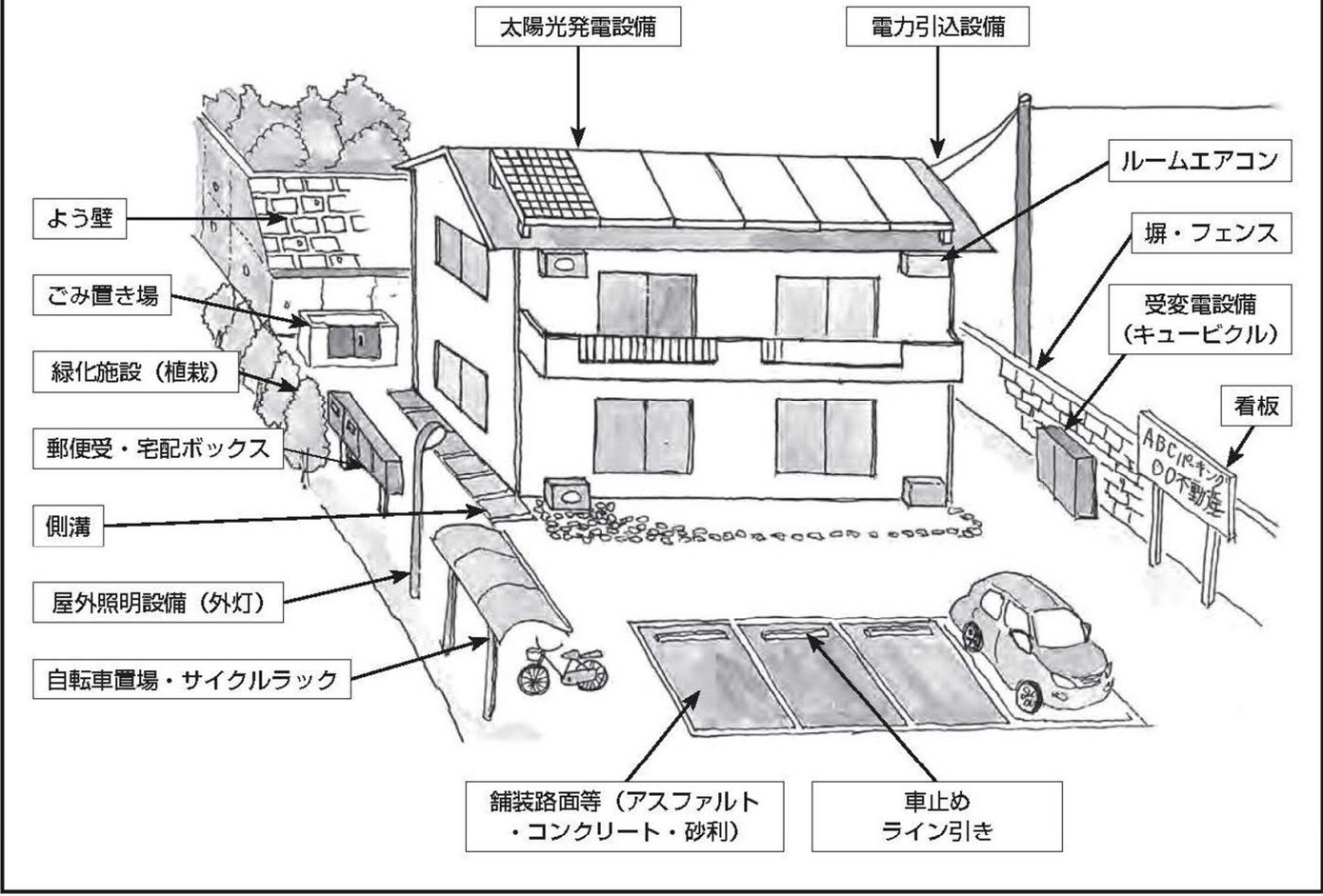
資産の種類		主な償却資産の内容	
第1種	建築物	土地に定着した土木設備	広告塔、門、外灯、構内舗装 (駐車場の舗装路面も含む)、煙突、よう壁 等
	建物附属設備	建物附属設備	受変電設備、蓄電池電源設備、建物から独立した諸設備 等 ※ 詳しくは5ページ 4 家屋と償却資産の区分について を参照下さい。
		建物の所有者と異なる者 (テナント) が施行した設備	店舗内造作、照明設備、給排水衛生設備、ガス設備、空調設備 等
第2種	機械及び装置	電気機器製造設備、食品加工設備、金属製品製造設備、その他物品製造・加工・修理等に使用する機械及び装置 等 建設機械に該当する大型特殊自動車 (分類番号「0」、「00」～「09」、「000～999」のもの) ブルドーザー、パワーショベル 等	
第3種	船舶	遊覧船、ボート等	
第4種	航空機	飛行機、ヘリコプター等	
第5種	車両及び運搬具	大型特殊自動車 (分類番号「9」、「90」～「99」、「900～999」のもの) フォークリフト、構内運搬車 等	
第6種	工具・器具及び備品	事務机、事務椅子、キャビネット、金庫、電子計算機、陳列ケース、複写機、看板、医療機器、理容又は美容機器、冷暖房用機器、娯楽用機器、厨房用品、切削工具、測定工具 等	

3 業種ごとの主な償却資産

業種	課税対象となる主な償却資産
共通	駐車場設備、受変電設備、舗装路面、庭園、門、塀、外溝、外灯、ネオンサイン、広告塔、看板、簡易間仕切、応接セット、ロッカー、キャビネット、エアコン、フェンス、パソコン、コピー機、レジスター、金庫、その他
小売店	商品陳列ケース、陳列棚、陳列台、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫、その他
飲食店・喫茶店	接客用家具・備品、自動販売機、厨房設備、カラオケセット、テレビ、放送設備、冷蔵庫、冷凍庫等
理容業・美容業	理・美容いす、洗面設備、消毒殺菌器、タオル蒸器、テレビ、サインポール、看板、その他
ホテル・旅館業	客室設備 (ベッド、家具、テレビ等)、厨房設備、洗濯設備、音響設備、放送設備、家具調度品、駐車場設備等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ビニール包装設備、看板、その他
医院・歯科医院	各種医療機器 (ベッド、手術台、X線装置、分娩台、心電計、電気血圧計、保育器、脳波測定器、CTスキャン)、各種キャビネット、その他
工場	受変電設備、旋盤、ボール盤、プレス機、看板、金型、洗浄給水設備、構内舗装、溶接機、貯水設備、福利厚生設備、その他
建設業	ブロックゲージ、ポンプ、ポータブル発電機、ブルドーザー、パワーショベル、コンクリートカッター、ミキサ、その他
自動車修理業	旋盤、ボール盤、プレス、溶接機、オイルクリーナー、グラインダー、ドリル、コンデンサー、その他
ガソリンスタンド	オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、充電器、洗車機、コンプレッサー、ジャッキ、ガソリン計量器、地下タンク、照明設備、自動販売機、独立キャノピー、消火設備、その他
金属加工業	旋盤、フライス盤、ボール盤、研磨機、鋸盤、プレス機、せん断機、溶接機、グラインダー、取付工具、切削工具、その他
不動産貸付業	金属造・コンクリート造の塀、立体駐車場の機械部分及びターンテーブル、側溝、発電機設備、中央監視装置、駐車場舗装、門、塀、その他
駐車場業	屋外照明設備、舗装路面、門、塀、駐車場用機械設備、料金清算装置、その他
農業	ビニールハウス、農業用機械設備、自動選別計量機、乾燥機、管理機、その他

～ 賃貸・宿泊事業用の不動産を所有されている方は償却資産の申告が必要です ～

償却資産として申告していただく資産の例



資産の種類		資産例
構築物	構築物	駐車場(アスファルト舗装・コンクリート舗装)、側溝、門、ブロック塀、緑化施設(花壇・植栽)、ネットフェンス、自転車置き場、ごみ置き場、屋外照明設備(外灯)
	建物附属設備	受変電設備(キュービクル)、電力引込工事、屋外給排水設備、屋外ガス設備、厨房設備
機械および装置		太陽光発電設備、駐車場機械設備等
工具・器具および備品		ルームエアコン(壁掛け)、家具付きアパート等のテレビ・冷蔵庫等、郵便受、宅配ボックス、客室設備(ベッド、家具、テレビ)、音響機器、放送機器、家具調度品

上記の資産例示を参考に、工事見積書・固定資産台帳等を確認の上、対象資産を抜き出して申告してください。
 なお、「建物一式」としてまとめて減価償却されている場合や受変電設備や屋外給水・排水工事等をまとめて「電気設備」や「給排水設備」として減価償却している場合は、家屋(固定資産税)の課税対象となる部分を除き、対象となる資産の名称・数量・取得価額を抜き出して申告していただくこととなります。

▼ 工事内訳書等の例

工事	項目	数量	金額	区分
本体工事	本体工事	1棟	00,000,000円	家屋
本体付属工事	屋内電気設備	1式	0,000,000円	家屋
	屋外電気設備	1式	00,000,000円	償却資産
	受変電設備	1式	00,000,000円	償却資産
	屋内給排水設備工事	1式	00,000,000円	家屋
	屋外給排水設備工事	1式	000,000円	償却資産
	冷暖房設備工事(ルームエアコン)	3台	000,000円	償却資産
外構工事	外構工事	1式	0,000,000円	償却資産

4 家屋と償却資産の区分について

固定資産税における取り扱いでは、家屋に施した建築設備のうち、家屋の所有者が所有するもので、家屋に取り付けられ構造上家屋と一体となって効用を発揮し、家屋自体の効用を高めるものについては、家屋として評価しますが、それ以外（構造的に簡単に取り外しが可能なもの等）については償却資産として取り扱われます。ただし、家屋に含める資産であっても、テナントが取り付けした家屋の附帯設備は、テナントが申告をする必要があります。

▼【附帯設備（建築設備）の家屋と償却資産の区分について】

設備の種類	設備等の分類	設備等の内容	区 分		
			家屋	償却資産	
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作工事等	○		
電気設備	受変電設備	設備一式（キュービクル等）		●	
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備		●	
	中央監視設備	設備一式		●	
	電灯コンセント設備 照明器具設備	屋外設備一式、非常用照明器具（誘導灯・非常灯）			●
		屋内設備（照明器具・分電盤・配線等）	○		
	電力引込設備	引込工事		●	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備			●
		上記以外の設備（エレベーター・空調設備用）	○		
	電話設備	電話機、交換機等の機器			●
		配管・配線、端子盤等	○		
	L A N設備	設備一式			●
	放送・拡声設備	マイク・スピーカー、アンプ等の機器			●
		配管・配線、端子盤等	○		
	監視カメラ (ITV)設備	受像機（テレビ・モニター）、カメラ、録画機器等			●
配管・配線等		○			
避雷設備	設備一式		○		
火災報知設備	設備一式		○		
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		●	
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○		
	給湯設備	局所式給湯設備（洗面台等に直結の電気温水器等）			●
		局所式給湯設備（ユニットバス用等、給湯配管を伴うもの） 中央式給湯設備	○		
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備			●
屋内配管等		○			
衛生設備	設備一式（洗面器、便器等）		○		
消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等			●	
	消火栓設備、スプリンクラー設備等	○			
空調設備	空調設備	ルームエアコン（壁掛型）、特定の生産又は業務用設備		●	
		埋め込み式エアコン	○		
換気設備	換気設備	特定の生産又は業務用設備		●	
		上記以外の設備	○		
その他の設備	運搬設備	工場用ベルトコンベア、垂直型連続運搬装置		●	
		エレベーター、小荷物専用昇降機、エスカレーター	○		
	厨房設備 洗濯設備	顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店・ホテル等） 寮・病院・社員食堂等の厨房設備			●
		上記以外の設備（給湯室のミニキッチン）	○		
医療機器設備	各種医療機器・装置及びユニット			●	
その他の設備	冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、POS システム、 広告塔、文字看板、簡易間仕切、機械式駐車設備、駐輪設備、 ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン、ブラインド等			●	
外構工事	外構工事	工事一式（舗装・門・塀・緑化施設）		●	

※一般的な区分の例示であり、必ずしもこの例示によらない場合があります。

※区分は自己所有家屋に取り付け場合です。家屋と設備等の所有者関係が異なる（テナント等）場合は、当該設備等はすべて償却資産申告の対象です。

5 テナントが取り付けした家屋の附帯設備の課税について

家屋の所有者以外の者（テナント等）が取り付けした家屋の特定附帯設備（内部仕上・床仕上・天井仕上・電気設備・給排水設備・ガス設備等）で、事業の用に供することができる資産については、償却資産としてテナント等に課税されるため、申告が必要となります。（地方税法第343条第10項及び俱知安町税条例第54条第8項）

▼ 附帯設備の（建築設備）の家屋と償却資産の区分について

取付者	附帯設備	課税区分	納税義務者
家屋所有者	家屋と構造上一体となって家屋の効用を高める電気設備 ガス設備、給排水設備、衛生設備、消火設備、空調設備	家屋	家屋所有者 （ビル賃貸業）
家屋所有者	単に移動を防止する程度に家屋に取り付けられたもの又は独立した機器として性格の強いもの	償却資産	家屋所有者 （ビル賃貸業）
テナント事業者	電気設備、ガス設備、給排水設備等や外壁、内壁、天井、床等の仕上げ及び建具、配線・配管等	償却資産	テナント事業者

6 リース資産と納税義務者

リース資産はその契約の内容により、資産を貸している人（会社）に申告していただく場合と、実際に資産を借りて事業をしている方に申告していただく場合があります。

大きく分類すると、リース資産の契約に応じて次のように申告していただきます。

リース契約の内容	資産を借りている人	資産を貸している人
通常の賃貸借契約によるリース資産	×（申告不要）	○（資産の所在する市町村へ申告）
売買にあたるようなリース資産	○（自己の資産として申告必要）	×（申告不要）

7 国税の取り扱いとの比較

償却資産に対する課税について、国税の取り扱いと比較すると次のとおりです。

項目	固定資産税の取扱い（償却資産）	国税の取扱い（所得税・法人税）
償却計算の期間	暦年（賦課期日制度）	事業年度
減価償却の方法	一般の資産は定率法を適用 （固定資産評価基準に定める減価率）	定率法、定額法の選択制度 （建物については定額法）
前年中の新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却
圧縮記帳の制度	<u>認められません（注1）</u>	認められます
特別償却、割増資産	<u>認められません</u>	認められます（租税特別措置法）
増加償却	認められません（注2）	認められます（所得税、法人税）
評価額の最低限度	取得価額の5%	備考価額（1円）まで
改良費の評価方法	区分評価（改良を加えられた資産と改良費を区分して評価）	原則区分評価
一括償却資産 （取得価額が20万円未満の減価償却資産）	<u>3年間で損金又は必要な経費に算入したものは課税対象外（注3）</u>	3年間で損金又は必要な経費に算入が可能
即時償却資産 （中小企業等の方が租税特別措置法を適用して取得された10万円以上30万円未満の減価償却資産）	<u>課税対象になります（注4）</u>	取得価額に相当する金額を損金又は必要な経費に算入が可能

（注1）圧縮記帳の制度は認められていませんので、圧縮前の取得価額としてください。

（注2）通常の使用時間を超えて使用される機械及び装置について、所得税法もしくは法人税法の規定による増加償却が認められ増加償却が適用されます。税務署長への届出書の写しを償却資産申告書とともに提出してください。

（注3）法人は減価償却することもできますが、この場合は固定資産税（償却資産）の課税対象となりますので、耐用年数省令に応じた耐用年数を記入のうえ申告してください。

（注4）中小企業者に該当する法人又は個人の青色申告者の方が等が、平成18年4月1日から令和8年3月31日までの間に30万円未満の減価償却資産を取得された場合、その全額を損金又は必要な経費に算入することができますが、固定資産税（償却資産上）は課税対象になりますので、耐用年数省令に応じた耐用年数を記入のうえ申告してください。

8 償却資産の評価と課税について

(1) 納税義務者

賦課期日（毎年1月1日）現在における償却資産の所有者が、納税義務者となります。

(2) 価格の決定

固定資産評価基準により、課税対象の全償却資産一品ごとに取得価額を基礎として取得後の経過年数・耐用年数に応じて定率法による減価償却計算をし、「評価額」を算出し価格を決定します。

なお、平成20年度税制改正において地方税法第414条「理論帳簿価額」の取扱廃止により、「評価額」の合計が決定価格になります。

評価額の計算方法

前年中に取得した資産	取得価額 × (1 - 減価率 ÷ 2)
前年前に取得した資産	前年度評価額 × (1 - 減価率)

※ は、小数点第4位を四捨五入 ※減価率については7ページ 9 減価率及び減価残存率一覧表をご覧ください。

○次年度以降の算出方法

次年度以降は、前年度評価額に減価率を乗じて得た額を控除して計算します。2年目・3年目…と計算して得た評価額が取得価額の5/100に相当する額を下回る場合には、取得価額の5/100に相当する額を評価額の最低限度として課税標準額を算出します。

(3) 課税標準

賦課期日（1月1日）現在における決定価格が、課税標準となります。ただし、課税標準の特例が適用される場合は、決定価格に特例率を乗じたものが課税標準となります。

(4) 免税点

課税標準となるべき額が、150万円に満たない場合は課税されません。

ただし、申告書の提出は必要です。なお、免税点の判定は、資産の所在する市町村ごとに行います。

(5) 税率

税率は1.4/100です。

例えば、課税標準となるべき額が、1,567,890円の年税額を求めると

$$\frac{1,567,000 \text{ 円} \times 1.4/100 = 21,900 \text{ 円} (21,938 \text{ 円})}{\substack{1,000 \text{ 円未満切捨て} \quad \text{税率} \quad \substack{100 \text{ 円未満切捨て}}}}$$

と計算し、年税額は21,900円となります。

9 減価率及び減価残存率一覧表

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得 1- (減価率/2)	前年前取得 1-減価率			前年中取得 1- (減価率/2)	前年前取得 1-減価率
				16	0.134	0.933	0.866
2	0.684	0.658	0.316	17	0.127	0.936	0.873
3	0.536	0.732	0.464	18	0.120	0.940	0.880
4	0.438	0.781	0.562	19	0.114	0.943	0.886
5	0.369	0.815	0.631	20	0.109	0.945	0.891
6	0.319	0.840	0.681	21	0.104	0.948	0.896
7	0.280	0.860	0.720	22	0.099	0.950	0.901
8	0.250	0.875	0.750	23	0.095	0.952	0.905
9	0.226	0.887	0.774	24	0.092	0.954	0.908
10	0.206	0.897	0.794	25	0.088	0.956	0.912
11	0.189	0.905	0.811	26	0.085	0.957	0.915
12	0.175	0.912	0.825	27	0.082	0.959	0.918
13	0.162	0.919	0.838	28	0.079	0.960	0.921
14	0.152	0.924	0.848	29	0.076	0.962	0.924
15	0.142	0.929	0.858	30	0.074	0.963	0.926

10 課税標準の特例及び非課税とされる資産について

地方税法第 348 条及び同法附則第 14 条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が軽減されます。該当する償却資産を所有されている方は、特例内容に係る資料とともにご提出ください。

11 虚偽の申告及び不申告について

正当な事由がなく申告しなかった場合には、地方税法第 386 条及び俱知安町税条例第 75 条の規定により、10 万円以下の過料を科せられることがあるほか、地方税法第 368 条の規定により、不足額に加え延滞金を徴収する場合があります。また虚偽の申告をされた場合には、地方税法第 385 条の規定により、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金等を科せられることがあります。

12 国税資料等の閲覧について

俱知安町では地方税法第 354 条の 2 の規定により、所得税又は法人税に関する書類の閲覧を行っています。閲覧した書類の内容と、俱知安町への申告内容に差異が見受けられた場合は、実地調査を含め個別に確認させていただきますのでご協力をお願いいたします。

II 償却資産 Q & A

1 申告資産

Q 申告の対象となる資産は、どのようなものが該当しますか？

A 土地および家屋以外の事業の用に供することができる資産が申告の対象となります。

詳しくは 2 ページ [1 償却資産の範囲について](#) をご覧ください。

2 簿外資産

Q いわゆる簿外資産は、固定資産税の課税対象である償却資産に該当しますか？

A 企業会計の原則の一つに、企業が所有する全ての資産が帳簿に完全に記録されるべきとなっていますが、簿記の正規の処理から漏れてしまった簿外資産が生じてしまうことがあります。しかし、この簿外資産であっても、事業の用に供することができるものについては、本来は減価償却を行うべき性格のものであるため、固定資産税の課税対象となります。

3 遊休資産

Q 償却資産の要件の一つとして「事業の用に供することができる資産」とはどのような意味ですか？

A 「事業の用に供することができる資産」であるということは、現に事業の用に供されている資産が含まれることは勿論のこと、事業の用に供する目的をもって所有され、それが事業の用に供することができる状態にあるものも含まれます。したがって、一時的に稼働を停止している遊休資産であっても、いつでも稼働できる状態にあれば、固定資産税の課税対象となります。また、工場を新設し完成したが、まだ稼働していない場合のような未稼働資産についても、同様に固定資産税の課税対象となります。

4 償却済資産

Q 耐用年数を経過し、減価償却可能限度額まで減価償却が終わった減価償却資産も、固定資産税の課税対象である償却資産に該当しますか？

A 耐用年数が経過し償却済となった資産でも、現に事業の用に供することができる状態にあれば、固定資産税の課税対象となります。なお、評価額の最低限度は取得価格の 5% となります。

5 無形固定資産

Q 事務能率を上げるため、パソコン用のソフトウェアを購入しました。このソフトウェアは、固定資産税の課税対象である償却資産に該当しますか？

A 所得税、法人税において、ソフトウェアについては、購入又は自己の開発に関わらず、無形固定資産として扱うこととなっておりますので、固定資産税においても課税対象とはなりません。

6 30万円未満の損金算入特例

Q 「中小企業者等の小額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度」により、30 万円未満の減価償却資産を取得しその取得価額を全額損金算入した場合は、固定資産税の課税対象となりますか？

A 国税（所得税、法人税）での措置であり、固定資産税では認められず、課税対象となります。

詳しくは 3 ページ (3) 少額の減価償却資産の取り扱い をご覧ください。

7 消費税の取り扱いについて

Q 取得価額は消費税を含んだ金額を申告しますか？

A 取得価額に消費税の額を含めるかどうかは、国税（法人税、所得税）の経理方式により異なり、次の表のとおりです。

経理方式	取得価額
税抜経理方式	消費税を含まない金額
税込経理方式	消費税を含む金額
経理方式にかかわらず 消費税の納税義務が免除されている事業者	

8 福利厚生施設の設備・備品等

Q 当社は、食品の製造会社ですが、社員の福利厚生のために独身寮を建設しました。このような福利厚生施設の設備・備品などについても固定資産税の課税対象となりますか？

A 従業員の福利厚生のように供されている設備、備品等の資産についても、固定資産税の課税対象となります。

9 大型特殊自動車

Q 固定資産税の課税対象となる大型特殊自動車の範囲は？

A 次の表に掲げる車両は、大型特殊自動車に該当するため償却資産の申告対象となります。

なお、大型特殊自動車は、陸運局への登録の有無に関わらず、全てが償却資産の申告対象です。

大型特殊自動車の種類	自動車の構造及び原動機	最高速度	長さ	幅	高さ
一般用 (0 ナンバー) 建設用 (9 ナンバー)	ショベルローダ、タイヤローラ、ロードローラ、グレーダ、ロードスタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルトフィニッシャ、タイヤドーザ、モータースーパー、タンバ、ホイールハンマ、ホイールブレイカ、フォークリフト、フォークローダ、ホイールクレーン、ストラドルキャリア、タレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して走行する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のものを有する自動車及び同大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	15km/h を超えるもの	4.7m を超えるもの	1.7m を超えるもの	2.8m を超えるもの
農耕作業用	農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業自動車	35km/h 以上のもの			
その他	ポールトレー及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車				

※一般用・建設用に該当する自動車の場合は、最高速度 15km/時以下、長さ 4.7m 以下、幅 1.7m 以下、高さ 2.8m 以下の 4 つの条件を 1 つでも超えると大型特殊自動車となり償却資産に該当します。

※農耕作業用に該当する自動車の場合は、大きさは問わず最高速度が 35km/時以上であれば大型特殊自動車となり償却資産に該当します。

10 社名、住所の変更

Q 社名や住所が変わった場合、どのように記入すればよいですか？

A 新社名・新住所を記入してください。

申告書左上の所有者欄には変更後の社名と住所を記入し、右下にある 18 備考欄の「5 住所移転・名称変更等」に○を付けて、余白に変更前の社名・住所を記入して申告してください。

11 所有者が死亡した場合

Q 所有者死亡のため相続した資産は、どのように申告したらよいですか？

A 相続人の名前で申告してください。

申告書の所有者の欄に相続人の氏名・住所を記入し、申告書右下にある 18 備考欄の余白に亡くなった方（被相続人）の氏名と住所、相続した年月を記入して申告してください。また、資産の内容に変更があった場合は、種類別明細書も併せて提出してください。

12 廃業等した場合

Q 年の途中で廃業しましたが、申告は必要ですか？

A 年の途中で廃業した場合でも申告してください。

申告書右下にある 18 備考欄の「4 廃業・解散・転出・合併等」の廃業に○を付け、廃業された年月日を記入して申告してください。

※申告年中に廃業することが分かっている場合も、18 備考欄に廃業予定日を記入してください。

13 共有の資産

Q 共有の資産は、どのように申告したらよいですか？

A 償却資産を共有されている方は、各々の持分に応じて個々に申告されるのではなく、共有者全員の連名の資産になります。18 備考欄の余白に共有者全員の氏名・住所、持分割合を記入して申告してください。

14 他市町村の申告書について

Q 他市町村で入手した申告書で、俱知安町役場へ申告ができますか？

A 償却資産の申告書は地方税法の規則で定められた全国统一の様式ですので他市町村の申告書でも申告できますが、なるべく本町の申告書をご使用くださいますよう、ご協力をお願いいたします。

Ⅲ 償却資産の申告について

1 申告していただく方

事業を行っている会社や個人の方で、毎年 1 月 1 日現在において償却資産を所有されている場合は、地方税法第 383 条（固定資産の申告）の規定により、その資産について所定の事項を申告していただくこととなります。

2 提出する書類

初めて申告される方 …… 全資産を申告してください。

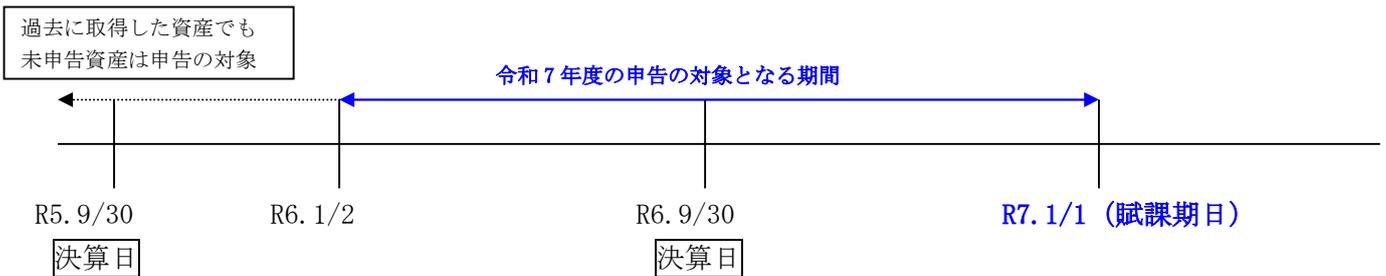
対象者	①前年中に、俱知安町内で事業を始められた方（又はそれ以前に始められていた方） ②今回、初めて償却資産申告をする方
対象資産	令和7年1月1日現在、俱知安町内に所在し、事業の用に供することのできる全償却資産
提出する申告用紙	①償却資産申告書 ②種類別明細書（増加資産用）
その他	該当する償却資産のない方は、申告書右下の備考欄の「3. 該当資産なし」に○をつけ、また、次年度以降の資産増加予定 有・無にも○をつけて提出してください。

※申告漏れにより修正等の申告が必要な場合は、申告書に修正年度と修正部分を明記し、修正申告や過年度申告であることが分かるように、その旨を記入して提出してください。（地方税法第17条の5第5項の規定により現年度からさかのぼって最大5年分申告をする必要があります。）

前年度までに申告されている方 …… 増減した資産について申告してください。

対象者	前年度（令和6年度）までに申告されている方
対象資産	令和6年1月2日～令和7年1月1日までの増加及び減少資産 （ただし、令和6年1月1日以前の増加及び減少でも未申告のものについてはこれを含めてください）
提出する申告用紙	①償却資産申告書 ②種類別明細書（増加資産用） ③償却資産申告書兼種類別明細書（減少資産用）
その他	①前年中に増加又は減少資産がなかった場合は、申告書備考欄の「2. 増減なし」に○をつけてください。 ②減少資産があった場合は「償却資産申告書兼種類別明細書」の該当箇所に見え消し線を引いて提出してください。 ③法人にあっては特に決算日以降の増加・減少資産についても漏れのないようご注意ください

（例）1年決算法人で、決算日が9月30日の場合



提出書類一覧表

		申告書	種類別明細書 (増加資産用)	申告書兼種類別明細書 (減少資産用)	備考
初めて申告される方	資産所有	○	○ (全資産)		
	資産なし	○			申告書中の18備考欄の3に○有・無に○
前年度までに申告されている方	①取得・移動による受入れ・未申告資産がある場合	○	○		
	②売却・減失・移動	○		○	
	上記①と②がある場合	○	○	○	
	増減なし	○			申告書中の18備考欄の2に○
	廃業・解散・転出	○		○	申告書中の18備考欄の4に○
	電算申告をしている方	○	○ (全資産)	○ (減少がある場合)	

3 申告書の提出期限

令和7年1月31日（金）

提出期限間近になりますと窓口の混雑が予想されますので、お早めの提出にご協力願います。

4 提出先

〒044-0001 虻田郡俱知安町北1条東3丁目3番地
俱知安町役場 税務課資産税係 宛 TEL 0136-56-8004（直通）